

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（388）」

2. 日時：平成28年7月27日 10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、岡本安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、村上安全審査官、大塚係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ
副長 他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社に対し、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 第12条（安全施設）で要求される安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するシステムの多重性又は多様性及び独立性については、間連系（機器だけでなくケーブル等を含む）や従属要因による多重故障も考慮して説明すること。
- 第8条（火災による損傷の防止）、第12条（安全施設）に基づくケーブルの分離設計の考え方を整理し、説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・間接関連系について